

マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する
関係省庁連絡会議の開催について

令和4年9月29日
関係省庁申合せ
令和4年10月12日
改訂
令和5年1月26日
改訂

1. 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）等において、令和4年度（2022年度）末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指すことが掲げられていること等を踏まえ、政府全体でマイナンバーカードの普及・利用を強力的に推進するため、マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議（以下「関係省庁連絡会議」という。）を開催する。

2. 関係省庁連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 デジタル大臣
副議長 デジタル審議官
構成員 デジタル庁国民向けサービスグループ統括官
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣官房デジタル田園都市国家構想事務局次長
内閣府大臣官房政策立案総括審議官
公正取引委員会事務総局官房総括審議官
警察庁交通局長

金融庁総合政策局政策立案総括官

消費者庁政策立案総括審議官

復興庁統括官

総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）

総務省自治行政局長

法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

出入国在留管理庁次長

外務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官

財務省大臣官房総括審議官

国税庁次長

文部科学省大臣官房総括審議官

厚生労働省サイバーセキュリティ・情報化審議官

厚生労働省保険局長

農林水産省大臣官房長

経済産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

防衛省大臣官房政策立案総括審議官

3. 関係省庁連絡会議の下に幹事会をおく。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
4. 関係省庁連絡会議及び幹事会の庶務は、デジタル庁国民向けサービスグループにおいて処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、関係省庁連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。